

福島県

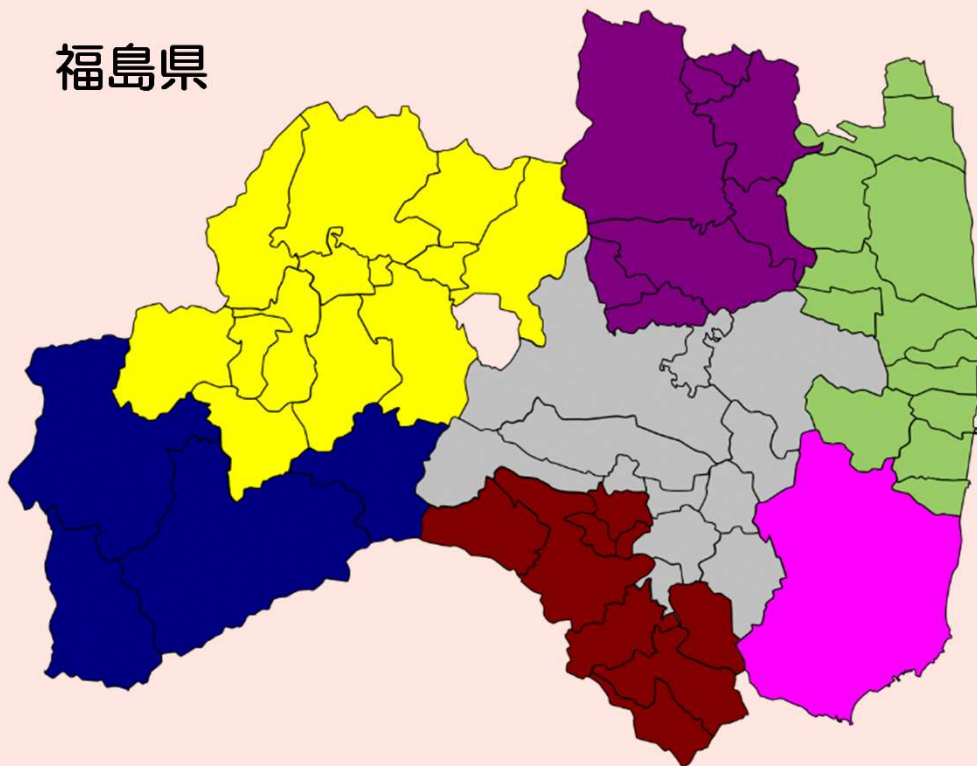
みんなで作る 心の地域包括ケアシステム

福島県では・・・

- 『福島県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連絡会（以下、県の協議の場）』及び圏域ごとの協議の場を中心に、関係機関のネットワークづくりを実施してきました。県の協議の場では、精神保健福祉法の改正を受け、相談支援体制の整備等に向けて取り組んでいます。
- H30年度からは、精神保健福祉センターにおいてアウトリーチ事業を開始し、地域のネットワーク構築や支援力向上を図っています。
- この他、ピアサポーターの養成や活動推進に力を入れており、R元年度よりピアサポーターと意見交換の機会をつくりながら事業を進めています。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

福島県



【取組内容】

- ①協議の場
- ②地域移行関係職員に対する研修
- ③普及啓発事業
- ④ピアサポーターの活用に係る事業
- ⑤家族支援に係る事業
- ⑥精神障がい者アウトリーチ推進事業
- ⑦精神科病院入院患者地域移行マッチング事業

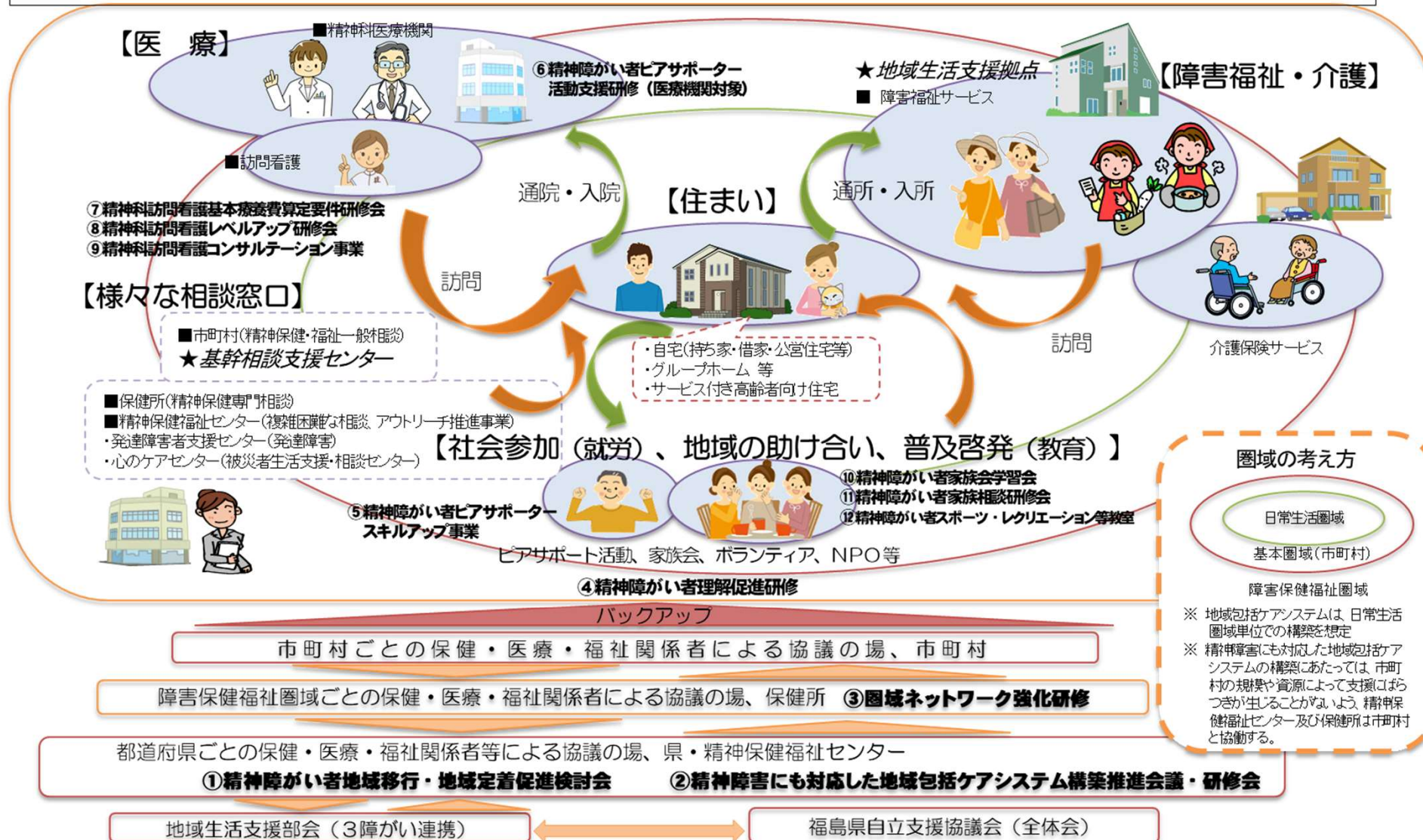
基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R6年4月時点）	7	か所
市町村数（R6年4月時点）	59	市町村
人口（R6年4月時点）	1,750,349	人
精神科病院の数（R6年4月時点）	30	病院
精神科病床数（R5年6月時点）	5,975	床
入院精神障害者数 （R5年6月時点）	合計	4,143 人
	3か月未満（％：構成割合）	813 人
		19.6 ％
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	739 人
		17.8 ％
	1年以上（％：構成割合）	2,591 人
62.5 ％		
うち65歳未満		901 人
	うち65歳以上	1,690 人
退院率（R2年度時点）	入院後3か月時点	63.7 ％
	入院後6か月時点	80.1 ％
	入院後1年時点	87.6 ％
相談支援事業所数 （R6年4月時点）	基幹相談支援センター数	14 か所
	一般相談支援事業所数	38 か所
	特定相談支援事業所数	160 か所
保健所数（R6年4月時点）	9	か所
（自立支援）協議会の開催頻度（R5年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2 回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R5年11月時点）	都道府県	有 1 か所
	障害保健福祉圏域	有 7 / 7 か所/障害圏域数
	市町村	有 31 / 59 か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

みんなでつくる心の地域包括ケアシステムの構築（福島県イメージ）

○精神障がいの有無や程度に関わらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、普及啓発（教育）が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
 ○計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

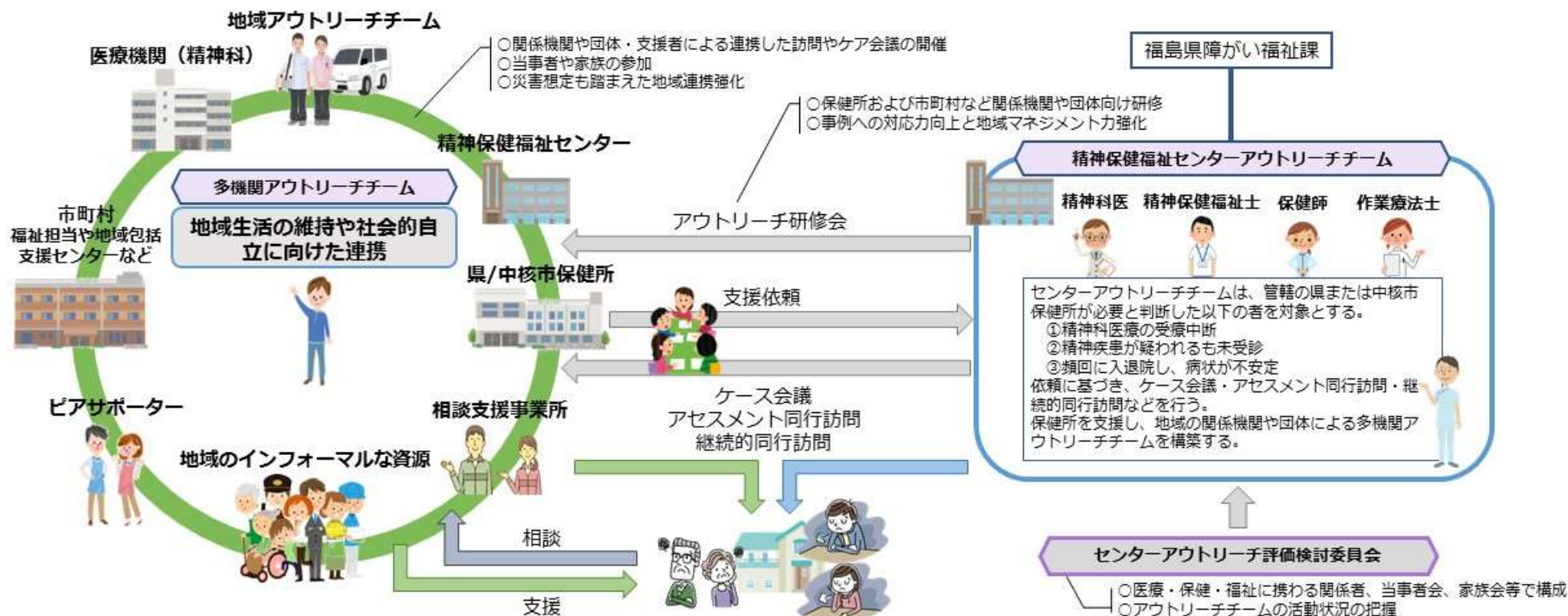
みんなで作る心の地域包括ケアシステム構築推進事業（R6年度事業）イメージ図



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

【関連事業：精神障がい者アウトリーチ推進事業】

福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の概要図



【福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の特徴】

- ① 県内全域を対象とし、活動エリアは、県および中核市保健所圏域毎に、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、福島市、郡山市、いわき市に区分する。
- ② 保健所を支援し、地域の関係機関や団体による多機関アウトリーチチームを構築する。
- ③ 保健所および地域の関係機関や団体と連携した多職種アウトリーチチームによって、対象者の地域生活の維持や社会的自立を支援する。
- ④ 保健所および地域の関係機関、団体の取り組みに助言し、支援者向け研修会等を計画・開催するなどの技術的支援を行う。
- ⑤ 保健所からの依頼をもとに、対象者へのケース会議、アセスメント同行訪問、継続的同行訪問などを実施する。
- ⑥ アセスメント同行訪問は、回数は原則3回以内および訪問期間は1ヵ月以内とし、方針決定後は地域の担当者の訪問方針へ助言することを目的とする。
- ⑦ 継続的同行訪問の頻度については、全県が広域にわたることを踏まえ月1回程度を当面の予定とし、訪問継続期間は原則として6ヵ月以内とする。
- ⑧ 継続的同行訪問の開始から6ヵ月以内に、保健所および関係機関や団体を含む協議を行い、当アウトリーチチームによる支援継続の必要性や、終了後の助言など、今後の方針を決定する。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

【関連事業：精神科病院入院患者地域移行マッチング事業】

事業内容

1 事業の目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、精神科病院から県内外の病院への避難転院を余儀なくされた患者が、適切な病院に再転院できるよう調整を行うとともに、退院可能な者について積極的に地域移行を進めることで、本人が希望する場所での生活の安定を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 転退院調整

県内外に避難転院している患者の本県への帰還、地域移行を促進するため、転退院調整コーディネーターを配置し、患者の意向確認、症状等を踏まえた転退院調整を行う。

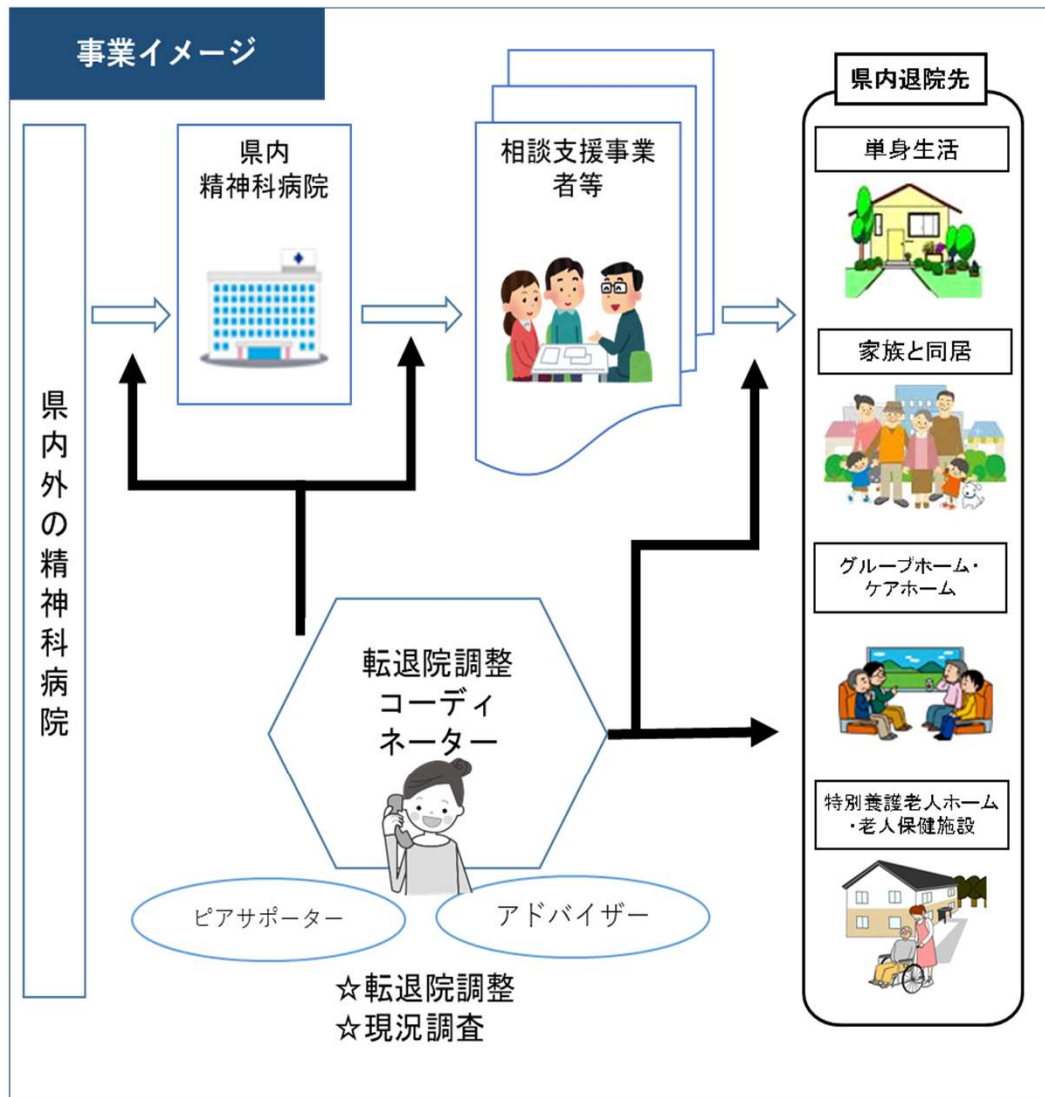
(2) 現況調査

県内外避難転院先医療機関に対し、毎年度7月末時点における患者の状況等について調査を行う。






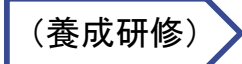


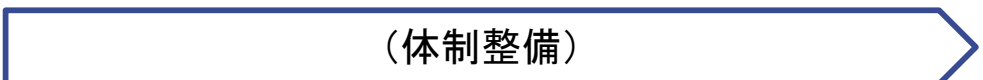

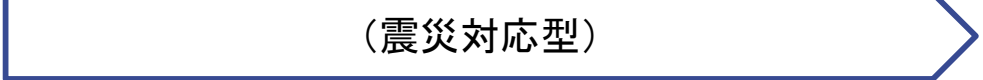
(3) 懸案事項

病状不安等や退院先の希望の不一致等により帰還が進まない。

事業イメージ



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	内 容	
<p>・福島県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連絡会</p>											<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:障がい福祉課(委託事業)、開催回数:3回 ・参集者:各圏域から医療、福祉、行政など約30名 ・R1年度～「にも包括」の県の協議の場となった。 ・R3年度～「地域アセスメント」を実施。 ・R6年度～法改正による市町村の相談支援体制について検討を開始。
<p>・圏域の協議の場</p>											<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:保健福祉事務所 ・H30年～R1年に各圏域に「にも包括」協議の場を設置。位置づけや検討内容は、地域の実情に応じて実施。
<p>・地域移行関係職員に対する研修 ・普及啓発事業</p>										<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:保健福祉事務所 ・圏域の課題に応じた研修を実施。 ・R6～「心のサポーター」養成を開始 	
<p>・ピアサポーター関連事業</p>										<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:障がい福祉課(委託事業) 	
										<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:精神保健福祉センター ・H26年度～ピアサポーター登録制度を開始。ピア活動促進に関する事業を実施。 	
<p>・精神障がい者アウトリーチ推進事業</p>										<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:精神保健福祉センター ・活動範囲:県内全域 	
										<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:障がい福祉課(委託事業) ・活動範囲:相双地域 	

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

<昨年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (昨年度当初)	実績値 (昨年度末)	具体的な成果・効果
①圏域ごとの地域課題の整理	課題分析	課題の整理、 抽出	圏域ごとに包括ケアシステムの構築に向けて、取り組む課題の整理・抽出を行った。
②ピアサポーター養成講座の開催	未開催	1回開催	ピアサポーターの登録数増加 R6年3月:86人 R5年3月:69人 R4年3月:66人

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 県及び圏域の協議の場について、保健、医療、福祉の関係者の参加が得られている。
- アウトリーチ事業の実施により、地域の支援力向上だけでなく、地域課題の把握にも繋がっている。
- ピアサポーターが地域における活動に協力的である。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
法改正による市町村の精神保健相談体制の整備	市町村の相談体制を把握し、必要な取組について検討する。	行政	自治体の現状について把握し、取組の検討を行う。
		医療	行政とともに、相談体制の構築について検討する。
		福祉	行政とともに、相談体制の構築について検討する。
		その他関係機関・住民等	行政とともに、相談体制の構築について検討する。
ピアサポーターの活動の場の拡大	養成講座を開催するとともに、登録後の活動について、関係者と検討を進める。	行政	企画立案、養成講座等を実施する。(委託)
		医療	対象者の選定、養成講座開催周知等の協力
		福祉	対象者の選定、養成講座開催周知等の協力
		その他関係機関・住民等	行政とともに企画立案、養成講座等を実施する。

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (今年度末)	見込んでいる成果・効果
①市町村における相談体制の把握	—	調査の実施	現状の把握及び、必要な取組の検討
②ピアサポーター養成講座の開催	未開催	開催	ピアサポーター数の増加

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

保健、医療、福祉関係者から構成される県の協議の場において、圏域の取組状況の共有等や、県の施策等に係る意見交換を実施。

所管部署名	所管部署における主な業務
障がい福祉課	障がい福祉サービス、自殺対策、心のケア

連携部署名	連携部署における主な業務
地域医療課	医療計画を所管

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	各圏域ごとに保健所等が協議の中で中心的な役割を担い取り組んでいる。	
医療	各圏域ごとの協議の場に参画し、ともに地域課題の検討等実施している。	
福祉	各圏域ごとの協議の場に参画し、ともに地域課題の検討等実施している。	
その他関係機関・住民等		

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
福島県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関(精神保健福祉士等) ・福祉関係(相談支援専門員、福祉事業所スタッフ等) ・行政機関(本庁、精神保健福祉センター、保健福祉事務所、中核市担当) 	年3回	以下の項目について、関係者と取組の共有、意見交換等を実施する。 (1)包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項(構築状況の実態把握等) (2)普及啓発に係る事項 (3)住まいの確保や居住支援に係る事項 (4)当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事項 (5)障がい者等の地域生活支援に係る事項 (6)地域生活支援関係者等に対する研修に係る事項 (7)市町村等における相談支援体制の構築支援に係る事項 (8)入院者訪問支援事業に係る事項	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議	今後検討	—		
精神障がい者地域移行・地域定着圏域ネットワーク強化研修	実施主体:各保健福祉事務所 対象者:各圏域の精神科医療スタッフ、地域援助事業所職員、行政職員等	年1回	圏域ごとに関係機関のネットワークを強化するための協議または研修会を行う。	

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

<p>短期目標 (今年度)</p>	<p>・市町村の精神保健の相談体制整備に向けて、現状把握及び必要な取組の検討を行う。</p>	
<p>スモール ステップ</p>	<p>アンケート等の調査を実施し、現状について把握する。</p>	
<p>時期(月)</p>	<p>実施内容</p>	<p>具体的な取組</p>
<p>R6年12月</p>	<p>第1回連絡会 活動内容の確認等</p>	<p>調査方法の検討</p>
<p>R7年1月</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査実施 ・聞き取り調査実施
<p>R7年2月</p>	<p>第2回連絡会 調査結果の確認、分析 研修の実施</p>	
<p>R7年3月</p>	<p>第3回連絡会 調査結果のまとめ</p>	